

【金属アーク溶接等の作業についてのお知らせ】

令和3年4月1日から
健康障害防止措置が義務付けられ
特定化学物質としての規制が適用されます

1. 新たに規制の対象となった物質

金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質

金属アーク溶接等作業とは

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)



2. 特定化学物質としての規則

(1) 全体換気装置による換気等

(2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及び
フィットテストの実施等

詳しくは裏面へ

(3) 掃除等の実施

(4) 特定化学物質作業主任者の選任

(5) 特殊健康診断の実施等

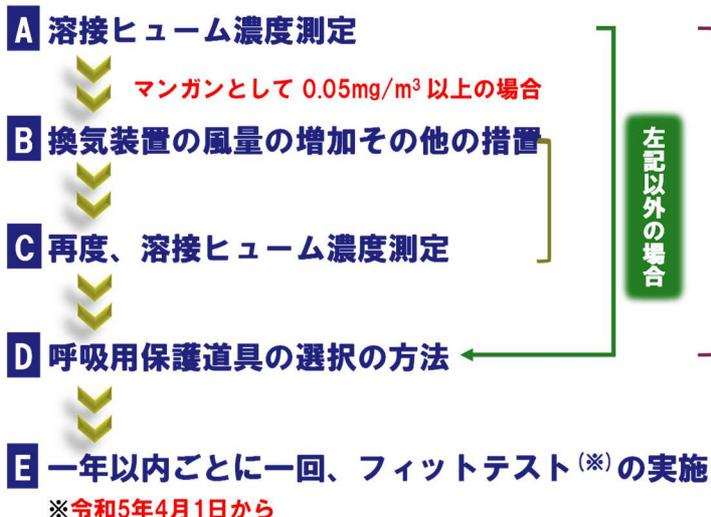
(6) その他必要な措置

※詳細はこちらへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html

溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等

必要な流れ



令和4年3月31日まで経過措置有り

測定の流れ



マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の場合



環境改善のアドバイスのお手伝いをさせていただきます。

作業環境測定士がサポートいたします。

 エア・ウォーターグループ

株式会社 環境技術センター

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目8番地

TEL 03-5298-5150 FAX 03-3258-8666

ホームページ <http://www.i-kankyo.com>

E-mail info@i-kankyo.com

